

## 「アジア科学技術協力の戦略的推進」に係るQ & A

アジア科学技術協力の戦略的推進の提案に当たっては、様式7-1及び7-2については、英語で記載したものもあわせて提出して下さい。

### （1）機動的国際交流

Q 1：国外で会議やシンポジウムを開催するための費用を支出することは可能か。

A 1：国内において会議やシンポジウムを開催することが基本ですが、何らかの事情により国外で開催する場合には、以下の要件を満たす必要があります。また、支出方法は、国内参画機関が国外で発生した経費を支払う形となります。

1. 現地で会議やシンポジウムを開催しなければならない必要性が説明できること

2. 支出する国外経費の経理書類が整えられること

### （2）地域共通課題解決型国際共同研究

Q 2：国際共同研究の相手は一カ国でも二カ国以上でも可能か。

A 2：どちらでも可能です。

Q 3：国外参画機関が共同研究に参画することについて、当該機関の長の確認が取れている事を証明する書類を提出する必要があるか。

A 3：長による確認を証明する書類の提出は必要ありませんが、様式7-2②と7-3②で「研究資源を提供できるか」記載することになりますので、国外参画機関の責任ある者の了解を取り付けることが必要です。

Q 4：科学技術振興調整費で購入した備品等を、国外に持ち出して使用することは可能か。

A 4：科学技術振興調整費によって購入した備品等は国内で使用することが基本です。

何らかの事由により、購入した備品等を国外に持ち出す際には、善良な管理者としての注意義務を負って管理する必要があります。また、実施期間終了後は所有権が国に移り、国内に持ち帰ることが必要となります。

Q 5：科学技術振興調整費は国外参画機関に支給されるのか。

A 5：科学技術振興調整費の支給は国内代表機関と国内参画機関に限られます。

Q 6 : 国外参画機関に消耗品を提供することは可能か。

A 6 : 様式 7-2 「共同研究への参画」で、国外参画機関が共同研究に参画することが可能な程度の研究資源を提供できるかの記述を求めてているように、国外に研究資源を提供することは本プログラムの趣旨と合致いたしません。

Q 7 : 外国人研究者を雇用するための人事費を直接経費で支出することは可能か。

A 7 : 国内参画機関が分担する研究を、国内参画機関において実施するのであれば、国内参画機関と雇用契約を結び、直接経費で人事費を支出することは可能です。この際、エフォート管理を行っていただき、調整費業務への従事分を支出することになります。